

# 国の行政組織等の減量・効率化の推進について (平成19年度減量・効率化方針)

平成18年12月22日  
総務省行政管理局

厳しい財政事情の中にあつて、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくためには、経済社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な「筋肉質の政府」を実現することが肝要である。

このような基本認識に立つて、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画（以下「総人件費改革実行計画」という。）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）及び「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、国の組織・業務の減量・効率化を抜本的かつ具体的・計画的に進めるため、平成19年度機構・定員審査過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を、以下のとおり取りまとめる。

各府省においては、今後、本方針に掲げる事項を、既往の政府決定等を踏まえつつ着実に実施するとともに、更に具体化を図るべき課題については、平成20年度機構・定員要求等に的確に反映するものとする。また、本方針については、毎年度の機構・定員審査過程等を通じて改定を行う。

## 1 本方針の基本的考え方

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、国の行政組織等の減量・効率化を進めるに当たっては、「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」、「行政改革推進法」、「国の行政機関の定員の純減について」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等の既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

特に、国の行政機関の定員については、「国の行政機関の定員の純減について」等を踏まえ、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減を行う。

また、地方支分部局の業務及びIT化に係る業務について見直しを徹底し、重点的に定員合理化を図る。

## 2 「国の行政機関の定員の純減について」

「国の行政機関の定員の純減について」の2(1)の重点事項については、定められたそれぞれの目標数以上の純減を行う。

また、防衛施設関係については、定員3,103人について、定員管理による260人の純減に加え、業務見直しにより51人を純減することにより、平成18年度から22年度までの5年間で311人を純減する。具体的には、防衛施設庁の防衛本省等への統合に伴う内部管理部門の合理化及び組織のスリム化等により、291人を純減し（うち定員管理による純減260人）、建設工事部門の積算補助業務の民間委託により、20人を純減する。以上のほか、統合による組織の更なるスリム化等の体制の見直しを検討する。

## 3 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等

地方支分部局等の事務・事業については、以下の取組等により、見直しを行う。その際、地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行い、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への委譲を行うとともに、地方支分部局等の組織・業務体制を見直す等により、一層の減量・効率化を図る。

- ① 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ② 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとなどに設置されている地方支分部局等について、事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ③ 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）を行うことにより業務を大胆に縮減する。また、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを行う。
- ④ 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- ⑤ 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ⑥ 調査・統計関連業務の民間委託等や合理化を行う。統計調査については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）等に基づき、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化等を行う。
- ⑦ 事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政や業所管行政の見直しを進める。

地方支分部局の整理合理化については、既往の閣議決定等に基づき、今後の事務事業の見直し及び定員の純減の進展等に併せて、引き続きその統合、廃止及び合理化を推進することとし、結論を得られたものについて逐次実施に移す。その際、IT化の進展、競争の導入による公共サービスの改革の進展、中央省庁等改革の実施状況の点検及び地方分権改革の動向等を踏まえる。

#### 4 IT化による業務のスリム化等

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）や「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、業務のIT化を進める中で、以下により、IT化による業務のスリム化等を行う。

##### (1) 手続等のオンライン化

###### ① 申請・届出等手続のオンライン化

「今後の行政改革の方針」等に基づき、行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化を行う。

特に年間申請件数が10万件以上の手続等のオンライン利用促進対象手続（175手続）については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、オンライン申請手続の簡素化等の具体的な利用促進措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上を図りつつ、思い切った簡素化・合理化を行う。これに併せて、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

企業対象手続については、全面的なオンライン化を推進するため関係団体等への周知、要請等を行う。電子入札については、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとしたIT化などにより、全面的な実施を推進する。

上記のほか、「電子政府推進計画」等に基づくワンストップサービスの拡大と業務の効率化を進める。

###### ② 統計調査のオンライン化

統計調査のオンライン化の推進を通じた業務の簡素化・合理化等について定めた「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、郵送調査にあっては原則すべて、調査員調査にあっては調査対象者の特性等の観点からオンライン化がなじまないものを除き、オンライン調査を順次導入

する。

オンライン調査の促進及びこれら業務処理の簡素・合理化の具体化方策を着実に推進すること等により、統計調査等業務の減量・効率化を推進する。

オンライン化した調査については、利用環境の整備や普及広報活動を積極的に行い、オンライン報告等の促進を図るとともに、その利用状況を踏まえて減量・効率化を推進する。

## (2) 内部管理業務の効率化・合理化

「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」、「行政改革推進法」、「電子政府推進計画」等に基づき、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務については、情報システムの統一化及びこれに伴う業務の見直しを行うとともに、積極的に民間委託を図る。

- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化
- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化
- ・ 職員による判断を要しない業務の外部委託化
- ・ 手続の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化
- ・ 給与支給の全額振込化 等

特に、中央省庁等改革の統合府省においては、統合メリットをいかした官房要員配置の見直し等一層の業務集約等の取組を行う。また、IT化を推進する官庁においては、率先してIT化及び抜本的な業務改革に取り組み、その積極的な推進を図る。

さらに、内部管理業務については、業務・システム最適化計画に基づき、新システムへの移行に合わせた具体的な業務の見直しと減量・効率化を早期かつ着実に行う。

このような取組を進めることにより、業務・システム最適化計画に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行う。

なお、制度所管官庁等は、各府省における業務処理手順や手続の簡素化等が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、業務処理、手続等を定める関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

### (3) 業務・システムの最適化等を通じた効率化・合理化

電子政府・電子自治体を推進し、合わせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。

また、「今後の行政改革の方針」、「電子政府推進計画」等に基づき、業務・システムについて、上記(2)と同様、以下に掲げるような業務の見直しを行い、可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。

- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化
- ・ 定型的業務等の外部委託の推進
- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化 等

特に、旧式（レガシー）システムについては、業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務・システムの最適化による定員の大幅な合理化等の減量・効率化を図る。また、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務体制の見直しを行う。

その他の業務・システムについても、最適化計画が策定されている業務・システムについては、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。また、最適化計画が策定されていない業務・システムについては、最適化計画をできる限り早期に策定し、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施する。

なお、先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

## 5 包括的・抜本的な民間委託等

「民間にできることは民間に」との基本的考え方の下、本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、事務・事業について民間委託等によるアウトソーシングを推進する。

- ① 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定、平成18年12月22日改定）に基づき、同方針の別表で定められた統計調査関連業務、登記関連業務、社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務及び公物管理関連業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の実施

等を計画的かつ着実に進める。

- ② 「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議、平成18年8月29日改定）に基づき、庁舎の警備・清掃等の施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等については、民間委託等を積極的に推進する。

PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。

- ③ 統計事務（企画、実査、審査、集計、分析、公表等）については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」等を踏まえ、民間委託を一層推進するとともに、「公共サービス改革基本方針」の別表で定められた統計調査関連業務の官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の取組を着実に進めるなど、包括的民間委託についても積極的な導入を図る。
- ④ 公共事業関連業務について、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託等を積極的に進める。
- ⑤ 公務員宿舎の管理業務についても、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員に係る定員の合理化を進める。

## 6 非公務員型独立行政法人化等

### (1) 「国の行政機関の定員の純減について」において定められた非公務員型独立行政法人化等

森林管理関係業務（人工林の整備、木材販売等の業務）、国立高度専門医療センター及び気象研究所については非公務員型独立行政法人化を着実に進める。また、北海道開発関係業務については防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所へ移管し、社会保険庁関係業務については政府管掌健康保険を公法人へ移管する。

### (2) その他独立行政法人等への移行

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、民間委託等が困難な事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿った事務・事業については独立行政法人に移行するなど、減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法

人を活用するなど組織の肥大化を来さないよう対処する。

なお、「行政改革の重要方針」等に基づき独立行政法人化の検討を行う際には、既に方針が明記されたものを除き、非公務員型独立行政法人化について検討を行う。

## 7 その他の事務・事業及び組織の合理化等

特別会計改革については、「行政改革推進法」等を踏まえ、特別会計において経理されている事務・事業の合理化、効率化を図る。

公務員の研修施設については、定員の合理化や組織の統廃合など減量・効率化を図る観点から見直す。

また、製表等の統計事務のうち、秘密の保護の観点等から民間委託になじまないものについては、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。また、各府省における統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況は、上記3及び5の統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況を含め、総務省が毎年取りまとめて、その結果を公表する。

このほか、上記の観点にとどまらず、上記に掲げた政府決定に加え、「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党）、規制改革・民間開放推進会議答申、行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等、会計検査院の決算検査報告、地方分権改革の動向等も踏まえ、事務・事業及び組織・業務体制の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

(別表について)

- ・ 各府省における個別具体的な取組内容等については、別表1を参照。
- ・ 平成18年6月27日に行政改革推進本部へ提出した「地方支分部局の見直しについて」及び「IT化による業務のスリム化について」において取りまとめた合理化数（合理化見込み数）に係る平成19年度合理化数並びに18年度及び19年度の合理化数の合計については、別表2及び別表3を参照。ただし、別表3における合理化数（合理化見込み数）については、地方支分部局においてシステムが運用されている例も多いことから、地方支分部局の見直しに係る合理化数（別表2）と相当程度重複する。